

よくあるお問い合わせ

1 支援金の概要について

Q1-1 支援金はいくらもらえますか？

A 貨一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業の車両は1台当たり24,000円、
貨物軽自動車運送事業の車両は、1台当たり10,000円を交付します。

※貨物運送事業のために使用している車両のみが対象です。

2 交付要件について

Q2-1 本社は神奈川県外ですが、県内に営業所があります。対象になりますか？

A 本社が県外であっても、営業所等の事業の拠点が県内にあれば対象になります。なお、県内のナンバー（横浜、川崎、相模、湘南）の車両のみが対象です。

Q2-2 神奈川県内に車庫はありますが、営業所はありません。対象になりますか？

A 対象となりません。ただし、県内に営業所があり、車庫が県外にある場合は、車両のナンバーが県内であれば対象となります。

Q2-3 県内営業所に他県ナンバーの車両がある場合は、対象になりますか？

A 対象となりません。県内ナンバーである横浜、川崎、相模、湘南の4種類の車両のみが対象です。

Q2-4 対象期間中に買い替えた車両も支援金の対象になりますか？

A 期間の途中で車両を買い替えた場合は、運輸支局へ提出済みの事業計画変更届出書の控えを添付していただき、対象車両が増車として記載されていることと、対応する減車があることが確認できれば、交付対象となります。または、新旧の車検証をお持ちの場合、両方を添付いただき、継続性が確認できれば対象となります（納車等の都合により空白期間が生じた場合でも、1ヶ月以内であれば、連続するものとみなします）。

その際、第2号様式_申請車両一覧表には、買い替え（代替）であることがわかるよう備考欄に旧車の登録番号の記載をお願いします。

Q2-5 バイクは対象となりますか？

A 原動機付自転車及び二輪自動車等の、いわゆるバイクは対象となりません。

（次ページに続く）

Q2-6 中小企業、大企業の定義は何でしょうか？

A 資本金 3 億円以下若しくは従業員 300 人以下の**法人、または個人事業主**を中小企業としています。(どちらか一方が該当すれば、中小企業として取り扱います)

Q2-7 リース車は対象となりますか？

A 緑又は黒ナンバーの車両であれば、リース車も対象となります。

Q2-8 車両要件の「化石燃料」とは、何ですか？

A 化石燃料とは、ガソリン、軽油、LPG、LNG、CNG のいずれかを指します。ハイブリッド車は対象となりますが、電気自動車は対象となりません。

Q2-9 令和 6 年 7 月 1 日より前から貨物運送事業用に使用していますが、車検証記載事項の変更に
より車検証登録年月日が令和 6 年 7 月 1 日より後の日付になりました。この車両を申請しても
よいでしょうか？

A 継続性が確認できる下記のいずれかの書類を添付して申請してください。

- ・旧車検証
- ・＜緑ナンバーの場合＞車検証の登録事項等証明書/詳細証明(運輸支局に申請)
- ・＜黒ナンバーの場合＞検査記録事項等証明書(軽自動車検査協会に申請)

3 申請について

Q3-1 申請期間はいつからいつまでですか？

A 令和 7 年 4 月 21 日から令和 7 年 8 月 25 日までが申請期間です。

電子申請の場合は、令和 7 年 8 月 25 日 23 時 59 分までに申請(送信)を完了してください。

郵送申請の場合は、**令和 7 年 8 月 25 日**の消印有効です。申請期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。

Q3-2 いつ時点の車両台数で計算するのですか？

A 令和 6 年 7 月 1 日時点の車検証を基準として、令和 7 年 3 月 1 日時点で継続して保有
又はリースを受けている車両の台数で計算してください。

Q3-3 いつ頃に支援金をもらえますか？

A 申請後の審査が終了し次第、順次交付します。申請が集中する可能性もございますので確実に
に申し上げることはできませんが、申請書類に不備がなければ、申請から 1 か月半から 2 か
月程度を想定しています。

(次ページに続く)

Q3-4 県内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか？

A 運送事業の許可を法人単位で取得していることから、本社でまとめて申請してください。

Q3-5 提出する添付書類から現在の名称や住所が変わっている場合はどうすればよいですか？

A 住民票や法人の登記事項証明書の写し等、変更前後の継続性が確認できる書類を添付してください。

Q3-6 許可書(届出書)を紛失しました。

A 認可書(令和 6 年 7 月 1 日以前の日付のもの)、事業証明願いを代わりとすることができま
す。

Q3-7 役員等氏名一覧表(第 3 号様式)に記載する役員は社外役員も必要でしょうか。

A 社外役員も必要です。

Q3-8 役員等氏名一覧表(第 3 号様式)に記載する住所は役員個人の住所でしょうか。

A 住所は会社ではなく個人の住所を記載してください。

Q3-9 ローン(割賦)により所有権留保されている車両も対象になりますか？

A 対象になります。リースの場合も含め、車検証の「所有者」か「使用者」欄に申請者が記載されていれば対象です。